

実は、この防雪柵の設置については目名瀉自治会からも要望が出されているはずであります。先月の24日の猛吹雪の日に、日曜日ということもあったと思いますが除雪が遅れたんです。その間、萩ノ台の方々は一時孤立の状態になって家から出て来れなくなりました。その日ちょうど目名瀉のセンターで取り立てがあったんですよ。萩ノ台の自治会の人、誰も来ないなど。その時間終了近くになっても来ないなっていうことで、どうしたんだろうと。そうしたら、車がもう通行できない状態になってセンターの方に来れなかったというような話でございました。昔からあそこのところは本当に猛吹雪が発生する場所でありまして、ひどい時には除雪車が通った後、またすぐ吹き溜まりができまして通行ができないような状態になるということも再三ございました。あそこに防雪柵を設置するということは、長い目で見れば除雪費の削減にも繋がろうと思いますので、どうか本当に前向きに検討していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（須藤正人君） 3番議員の一般質問を終了いたします。

休憩いたします。11時2分再開します。

午前10時56分 休 憩

.....
午前11時01分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

11番議員の一般質問を許します。11番阿部栄悦君。

○11番（阿部栄悦君） 前の柴田議員さんの質問に聞きほれていたところ、自分の質問が危うくなりました。気を取り戻して頑張りたいと思います。

今回は、転作団地の造成と小規模の基盤整備ということでお尋ねをいたしますが、転作の課題は私の記憶では昭第45、6年頃から始まりまして、これが未だに規模を大きくしながら続いております。このことは、日本の農業の凝縮された課題がいっぱい詰まっております。したがって、2問目、3問目になっていくと少し脱線していくかもしれません。答弁する町長、それから議長にもあらかじめお願いをしておきたいと存じます。

さて、本題に入ります。

転作団地の造成を進めるべきだ、つまり高能率体系の確立をということであります。

農業を取り巻く状況は、最近特に厳しさを増しております。TPP問題など外的要因はもとより、内部要因として農業者の高齢化が進み、現状維持も大変な様相となってきました。

ております。

特に水田経営においては、何十年と変わらない転作制度が次第に転作率を高め、現在は約40%となっております。規模拡大が進めば進むほど転作面積が拡大し、農家経営を圧迫しております。この制度をなくすわけにいかないとするならば、何とかこれを高度に活用するやり方を考えなければならないと思います。

八峰町の水田面積が約1,870 h a だそうではありますが、この転作率が平成24年度が40.6%、平成25年度は39.8%であり、毎年、八峰町の転作面積はおおよそ750 h a、このうち自己保全等不作付地、これが302 h a もあるそうです。平成24年度作付内容は、大豆223 h a、ソバ124 h a、スタックス20 h a 等々となるそうであります。

全体としては以上のようにありますが、農家個々の側から考えると仕方なく転作を受け入れてはいるものの、捨て作り状態が多数あるのも事実であります。機械化を含め高度な技術を駆使できる転作団地を造成し、高能率体系を確立すべきと考えますが、町長はどのように考えますかお尋ねいたします。

次に2番目、小規模基盤整備事業の推進をということでお尋ねしますが、八峰町において一見、区画整理、基盤整備が相当進んだように見受けられますが、未だに10 a 以下の未整備地区もかなりあると思われま。

当八峰町では、これら未整備の水田面積はどのくらいあるのでしょうか、まずお尋ねいたします。

こうした地区では、農家が自力で区画そのものは大きくしています、あるいはできますが、農道や用水路は整備できないでいます。機械化、高能率化、低コストが限りなく求められている時代なのに、未整備地区においては大変難儀をして作業をしている所が少なくありません。こうした地域や農家は、やがて置き去りにされていくのだと思われてなりません。10 h a から20 h a や30 h a でも構いませんが小規模でも、また場合によっては用水路や農道だけでも農家負担の少ない事業が行えるよう町が取り組むべきと考えますが、いかがでしょうかお尋ねをいたします。

○議長（須藤正人君） ただいまの11番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 阿部議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、「転作団地の造成を進めるべきだ」についてであります。

戦後の日本は、農地改革により自作農が大量に増え、食糧管理法によって米は政府が

全量固定価格で買い上げたため、農家は意欲的に米の生産に取り組むようになりました。また、水稻の品種改良や化学肥料の投入、栽培技術の向上などにより米の生産量が飛躍的に増加しました。一方で、食生活の欧風化などにより、米の消費量は大きく減少しました。

このため米の在庫が増加し続け、政府は、新規開田の禁止や政府米買入限度の設定、自主流通米制度などを導入しました。そして昭和45年度には、「米生産調整及び稲作転換対策」と称する本格的な米の生産調整を開始し、秋田県には7.14%の転作率が課せられました。

あれから42年が経過しましたが、米過剰傾向は一向に解消されず、生産調整の対策や制度の名称が変わるたびに転作率が上がり、平成25年度の秋田県の転作率は38.7%で、42年間で転作率が5倍以上も増加しました。

農地改革のような抜本的な国の政策転換が行われな限り、米の生産調整は廃止されることはないでしょう。また近々、T P P交渉参加表明が行われると思いますが、万が一、米の関税が撤廃された場合は、日本の農業農村は壊滅的な打撃を受け、米の生産調整廃止どころの話ではなくなります。米の関税撤廃については断固として阻止をしなければなりません。

また、前政権が平成22年度から始めた「戸別所得補償制度」は、これまでの生産調整対策にはなかった米に対しても「所得補償交付金」が導入されました。この交付金を支給するためには、生産数量目標を守った農家が対象で、生産調整の非協力農家は大幅に減少しました。

大豆やソバに対する畑作物交付金は、適切な栽培管理を行い、出荷・販売したものが対象で、捨て作りをした場合は交付金が支給されない場合もあります。また、作業日誌の記帳が義務づけられているほか、出荷数量が契約数量の半分に満たない場合は、交付申請書に出荷できなかった理由書も添付しなければなりません。平成25年度からは「経営所得安定対策」と名称が変わりますが、交付申請の際、販売伝票などの提出が義務づけられ、確認できた農家にだけ交付金を支払う旨、国から連絡がありました。

また、自己保全管理等の不作付地は302 h aで、水田面積の16%となっております。平成22年度に「不作付地改善計画書」を提出してもらいましたが、平成25年度に作物の作付が行われない場合、所得補償交付金の交付対象水田から除外されることとなります。このことについては、農業再生協議会では1月に該当農家に文書・パンフレットを郵送

したほか、集落座談会で説明し周知を図っております。

さて、「高能率体系の確立を図るために転作団地の造成を」とのご質問でございますが、平成24年度の転作作物のうち、大豆とソバが90%を占めています。大豆は223 h aで57%を占め、生産調整が始まって以来、本町の転作作物のトップとなっております。

米の生産調整が強化されるのに伴い、転作面積は増え続け、大豆栽培は農家個々の対応は難しくなり、農協では平成19年に大豆の作業受託組織を立ち上げました。現在、この受託組織は農業生産法人や個人など6経営体で、本町の大豆作付面積の9割を担っております。受託組織は作業の効率化を図るため、毎年、農家と契約する前に会議を開き、圃場の集約化・団地化を行っているほか、国や県の補助事業で大型機械を導入し、高能率体系の確立に努めております。

また、行政報告でも申し上げましたが、町では、先月完成した「人・農地プラン」を活用して大豆受託組織などの中心的経営体に農地の集積化を推進することにしておりますので、ご理解を願いたいと思います。

次に、「小規模基盤整備事業の推進を」についてであります。

まず、「10 a以下の未整備水田面積はどのくらいあるのでしょうか」というご質問にお答えをいたします。

町の水田面積は1,878 h aですが、うち10 a以下の水田は965 h aで51%を占めています。ただ、昭和30年代後半から40年代前半にかけて行われた10 a区画の圃場整備事業で造成された面積は330 h aで、土地改良事業を全く行っていない水田面積は635 h aで全体面積の約3割となります。

国・県では30 a以上の区画を「圃場整備済み」と捉えているため、本町の圃場整備率は39%と低率になっており、土地改良事業の推進は重要課題であると考えております。

次に、「10 h aから20 h aの小規模でも、また場合によっては用水路や農道だけでも、農家負担の少ない事業が行えるよう、町が取り組むべきできないか」というご質問にお答えいたします。

規模が小さく国の補助事業に該当しない農業者のために、かつて県では「県単小規模土地改良事業」を創設し、灌漑排水や圃場整備、暗渠排水、農地造成などができる補助事業を実施してまいりました。補助率は県が30%、市町村が10%で、残りの60%を農業者が負担するものでありました。しかし、補助率が低く農業者の負担が大きいため、あまり事業が活用されないこともあって、平成19年度でこの事業は廃止されてしまいました。

このため、平成20年度から20ha以下の小規模土地改良事業については、全く補助事業がなくなりました。

このため、町では平成21年度から「町単農業農村整備事業」を実施しているところがあります。この事業は、国や県の補助事業の対象にならない小規模土地改良事業に補助金を交付し、農地や農業用施設の整備や保全などの取り組みを支援することで農業者の負担軽減に役立てるものであります。

平成21年度から24年度までの4年間で延べ57件、事業費総額は5,580万円で、農道や用排水路などの小規模工事が行われ、農業者に喜ばれております。しかし、いくら小規模であっても圃場整備事業については事業費が高額であるため、町単事業での実施には無理があります。したがって、国や県の補助金が該当になる「最小受益面積20ha」を取りまとめて、県営事業で実施するのが最も有利かと思われまます。

いずれにしても、農道や用排水路の整備にも活用できる町単農業農村整備事業については、新年度も予算計上し継続実施したいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（須藤正人君） 11番議員、1問目の転作団地造成についての再質問ありませんか。

11番阿部栄悦君。

○11番（阿部栄悦君） 今、内容について経過とともに町長からお話ありまして、全くそのとおりであります。

先般の町長の予算編成方針、これで「秋田県では農林漁業者が安心して農林漁業に取り組めるよう、国の政策動向にかかわらず、一定の支援水準を確保する。また、産業として自立できる経営体質への転換を図るために農林漁業振興臨時対策基金を創設して、農林漁業の振興策を展開していく。町でも、あわせて国や県の補助事業を積極的に活用して、町の基幹産業である農業の振興を図ってまいる」ということで、農業夢プラン、あるいは農業法人経営拡大支援事業等々、認定農業者や農業生産組織の経営体の複合化に必要な機械施設の導入を支援すると、あるいはまた振興作物の生産拡大、経営安定対策ということを書かれておりまして、これは大変心強いことでもあります。

あわせて、私の手元にもありますが、町長も報告しておりましたが、名前を申し上げますと恐縮でありますけれども、まず真瀬ファーム、峰浜ファーム、八峰アグリプロ、スーパーライトアグリ、あるいは白神ファーム、そして、これからできそうであります未

来ファーム、こういう6つの受託組織もあります。できてもきております。だから、県の動向、町の考え、そして今のこの状況、これを総合して考えていくと、この転作を克服していくためにはどうしてもやっぱり団地化をしたりして、機械化、あるいは技術の駆使できる指導体制、そして能率を上げるということがもう不可欠であります。だから自然に待っているのではなくて、何らかの手を加えていかなければならない。農家だけではなかなか進んでいかない面もあります。今こういう受託組織が頑張っていてやっております。みんなのあれを受け持ってやったりしておりますが、何せあっちこっちへ行ったり、団地化されていないので、一生懸命頑張ってくれているのにもかかわらず能率が上がらない。そして、去年のように雨があれば、もう間に合わなくて捨ててしまわなければならない。農業は気象に左右されることが十分ご承知のとおりでありまして、こうしたことを考えてみても、やっぱり農協とか町とかが、誰かが音頭をとって町内にこういう組織を立ち上げていかなければならないということになるわけです。

ちなみに、750 h a の転作ということを考えてみました。10 h a の農家が仮にですよ、とも補償で1反歩2万5,000円だとすると、100万円お金を払わなければならないということになります。逆に750 h a、これを反当9俵の米がとれたとして換算してみると、1俵1万3,000円に換算して8億7,750万円、これが作れない、あるいは農家の収入にならないという現実になります。これは私が申し上げるまでもなく十分ご承知のこととは思いますが、こういうことで団地造成とそういう組織の拡大、これにやっぱり農村振興課、JA、我々も含めて取り組んでいかなければならない、喫緊の課題であろうかと思えます。今一度、町長の意気込みをお尋ねいたします。

- 議長（須藤正人君） 1問目の再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。
- 町長（加藤和夫君） 阿部議員は相当な大農家でありますから農業に対する構えはかなり違いますけれども、いずれおっしゃるとおりですね、理想的に言うとやっぱり1カ所に集中をしながら大規模な機械を入れてやるというのは、例えばアメリカ式の農業を考えてもそれが理想であることは理想であるとは思いますが。ただ、現実、八峰町のこの現状を踏まえた場合に、果たしてそれがすぐできるかということになりますと、いろんな条件があつてですね、なかなかそうはいかない状況があるんじゃないかなと思います。今、先ほどおっしゃったように農業法人もかなり前とは違って育ってきております。そういう法人の中で受託をしながら、せめて集約化を図る、農地の集約化を図るというふうなことで規模拡大を進めております。そしてまた、昨年度、今年度もプランができま

したけれども、人・農地プランの中でもそういう地域別にどういう人がどういう形で担っていくのかと、今ちょうど話し合いをしているところでございます。そういう角度で、理想は理想としながらも、今与えられている現状の中で、どう最大限それに向かってやっていくのか、それに対するいろいろな支援策について国・県のを有効に活用しながら育てていくということが、今我々の役目ではないかなというふうにこう思っていますので、町としてもいろんなそういう組織の相談に乗りながら一緒になってですね頑張っ
てまいりたいなというふうに思っています。

○議長（須藤正人君） 11番議員、再質問ありませんか。11番阿部栄悦君。

○11番（阿部栄悦君） 前向きに取り組んでいくということで大変心強い答弁でございます。是非ひとつ、今こういう制度や県の方針がある中で、この機を捉えてやっぱりそういうことも進めていただきたい、この意欲を強くして、失わないで頑張ってもらいたいと、こう思います。

さて、もう1点は、この転作、あるいは生産調整ということの何と申しますか、もう全てがここに集約されているような気がしてならないんですけれども、今、TPPのこともいよいよ参加するしない、大詰めになってきています。昨日はJAの団体が全国4,000人以上集まって氣勢をあげているというところでありまして。今まで農業者は、大体が国の言いなりというか人がいいというか大人しくやってきました。各町村も農業団体も声をあげないでできましたけれども、やっぱりそれではいけない。農業団体、一番先にやらなきゃならないですが、行政もやらなきゃいけないと思います。大変、私恐縮に存じますが、秋田県の議長会の会長をやっておりました年に、ちょうど平成21年の年でありまして、戸別所得補償制度というのが謳われて、平成22年度からモデルとして秋田県が対象になってやると、こういう年でありました。そこで議長会としてはこういう動きがさらに充実されて、本当に農家にとって役に立つ、あるいはこれからの農家にいい形ばかりのものでない制度にしてほしいということで、議長会として国に陳情・要望しようじゃないかということをして私が提唱しました。そして原稿も私書きました。そこからスタートいたしまして、これは県の農水部との違いがあっても困るので、その調整もしていただきました。そして秋田県の議長会としてはそれをやるということに決めました。そうしたら、北海道・東北、そして全国へ動きを加速しようということで進めていきました。困ったことに青森県がなかなか参加、こう意思をあまり強く出してくれなくて大変困ったんですけど、何とか協力していただいて、で、北海道東北地区からの

声として全国の会議に持って行って農水省に陳情したと、こういう経緯なんです。残念ながら私、その時は会長ではありませんでしたので細かい内容は分かりませんが、こうした声をやっぱりあげていかなければいけない、こういうことだろうと思います。

今、町長は町村会の副会長さんで非常に指導力のある立場にあります。是非ひとつそういう声を町村会でもあげていただいて、本来これは知事が先頭に立ってやるべきことだろうとは思いますが、いろいろJAとのこともありまじょうし、いろんなことがあるとは思いますが、町村会からも声を強くしていただきたい。

たまたまた昨日一昨日ですか、「食糧難迫る」という冊子が、これは岐阜県の高山に住まいしている山本喜美子さんが書いた本でありますけれども、全部が全部、私、即賛同するわけではありませんけれども大方同じような考えであります。そういうものも出て、今、農業を取り巻く情勢、あるいは、これではいけないという状況、TPPとも相まって非常に声が大きくなってきております。この機を捉えてやっぱり秋田県の町村会としても声をあげていただきたい、そういう指導をなされる立場にあるわけですから、そのようなことに関してどれを何するという事ではないけれども、町長の意欲というものをお聞かせ願えればありがたいと思います。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

農業は、本当に時の政権によって非常にコロコロ変わるという歴史的な経過を経てきました、これまでも。今確かに戸別所得補償制度は、政権が変わっても名称だけは経営安定対策に変えて中身は残るとしましたけれども、これも今年、本年度はそうであって、来年度以降またさらにどうなるのかということになりますと、これもまたちょっと疑問符がつくような状態もあります。それだけ時々の政権の農業に対する考え方によって農業者が振り回されてきたという歴史的な経緯があります。

今、当面の一番大事なのは、やっぱりTPP問題だろうと思います。これがもし安易に妥協するようなことになると、日本の農業にとっては壊滅的な打撃もあるし、この後の農業にとっては大変なことになるなという認識をしております。そういう立場から、我々町村会でもいろんな意見がございましたけども、そういう声を吸い上げながら昨年の全国の町村長大会でも明確にTPP問題については反対をしていくという旗印を掲げながら、なおかつ我々町村会としても農林水産省に要望する機会がございましたので、強くその点については申し入れております。

いずれにしても、そういう政府の動きによってかなり影響するわけですので、我々としてはやっぱり安定した形で将来とも農業者が自信をもってこの農業に取り組んでいける、そういう政策を築き上げていくということが非常に今求められておりますので、そういう立場でこの後も町長としてできることも、また、町村会としてできることもですね一生懸命頑張ってまいりたいなというふうに思っています。

○議長（須藤正人君） 11番議員、再質問ありませんか。

○11番（阿部栄悦君） 1問目を終わります。

○議長（須藤正人君） 2問目の小規模基盤整備事業の推進についての再質問ありませんか。11番阿部栄悦君。

○11番（阿部栄悦君） 基盤整備が今まで行われてまいりまして、約39%の整備率と、これは大きな区画のものなようではありますが、まだ小さい方が635haぐらい残っているということなんでしょうか。そういうようなお話だと解釈しましたが、そうなんです。つまり細かい数字の把握はしてませんが、かなりあるはずですよ。

そこで、私も現実知っておりますけれども、今時こういう水利、農道、農業やっているのかというような所もかなりあるんです。何ということだろうかということでは要望も私受けておりますけれども、当時は私、何とも返答できないでございました。いいチャンスがないだろうかと今待っているところでありますけれども、今までのこの整備の、基盤整備の制度を考えると、仮に200万円かかって10%農家負担で20万円かかる、農業の高齢化によって20年で償還できるものはやっぱり子どもには残していきたくないということになると10年で返済を償還しなきゃならないということになってくると。反当2万円かかる。これではやっぱり農家、今の値段ではなかなかついていけないだろう。そこで、せめて5%自己負担、そうすると1町歩当たり10万円、反当1万円、これを10年間まずかけて償還していくと、もちろん利息はつきますけれども。この程度が今、農家でやれる実際の状況ではないだろうかと、こう思います。

それともう一つは、農家の人は情報が分からないんです。今の制度がどうなってきたという状況がなかなか分かっていないんです。そこで広報等を書くこともあったと思いますが、そういうものを利用したり、いろいろ周知の仕方を考えて、情報が農家の人が分かれば、これでどうだろうかという計画を立てられるけれども、今そういう不便なところは諦めているんですよ、どうにもならないと。負担が、今の米価でとてもじゃないがやりきれないということで諦めのムードが強いんです。これではやっぱり町全体

の農業の振興に繋がっていかないのでは、そういうところでも頑張って我々もやるから町やJAが応援してくれて地域が応援してくれてやれないだろうか。そういう方向に持っていくことが大事だろうと思います。

聞いてみましたら円滑化団体何とか制度っていうのがあるようで、これJAや役場を介して、いったん、受託組織みんなから借りて、集まったものをさらに受託組織に又貸しできる制度ができた。これは県の補助もあるし、こうやって農地の集積を進めて体制をつくって基盤整備に取り組めば、個人負担はゼロになる。かなりゼロになるということで、ただし、これまた条件があるんですよ。全員参加、それから法人化、こういう状況があります。そうすると、大変ですけども今の農家の高齢、あるいは世代交代、こういうものも法人化されるとまた克服できるということもありますので、そういう制度等も含めながら、今苦しんでいる小規模の農家をやっぱり何とかしてやる気のある人たちは便利な状況に変えていくと、そういう努力が必要だろうと思います。

この小規模基盤整備、これは町長も同じだし、農林振興課もそうであります、だから一体となって、呼びかけるのはJAでもいいし、どこでもみんなやらなきゃいけないんですけど、その意欲についてももう一度お尋ねいたします。

○議長（須藤正人君） 2問目の再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 先ほど前段で申し上げた数字の関係ですが、まず国の補助整備済みという認定の仕方からいくと30a以上ですので、それからいくと39%の整備率ということになります。それから、町の方で10a以下の区画なのが965haあります。約51%です、全体の。その中の10a区画で整備したこともかつてありましたが、これが330ha。だからそれを引きますと、全く行っていないのが635haで全体の3割ということになります。

それで、確かに圃場整備する場合ですね農家の個人負担がかなりあるということがやっぱりネックになるわけですけども、現在ですね20ha以上、先ほど阿部議員もおっしゃいましたけれども100%同意という少し厳しい条件があるのが少しネックですけども、いずれ20ha以上であれば、現在、国庫補助による県営農地集積加速化基盤整備事業というのがございます。これは負担割合が、国が55%、それから県が27.5%、市町村が10%で、農家負担が7.5%となっています。ただ、さっき阿部議員がおっしゃったように農家の負担は大体5%ぐらいが限度でないかという話もございましたけれども、一応こういう負担になっております。ただし、この農家負担の7.5%については、地域の担い手や農

業法人へ農地流動化実績に応じて、先ほどおっしゃったように国から最大限7.5%の促進費が払われますので、うまく繋いでいくと限りなくゼロでやれるという事業でございます。したがって、ただしその条件としては20ha以上、それから100%同意が必要だよという条件付きでございます。かつて大沢土地改良区で112haやるために平成20年度から取り組みました。2年近くかけて我々も説明会や勉強やったり、あるいはまた現地調査、図面の作成などもやりましたけども、残念ながら同意率が75%にしかならなくて、その事業を断念した経過がございます。

したがって、いずれこの事業についてはかなり民主党時代に基盤整備事業の予算を大幅に削りましたけども、今、政権交代して新しく農業関係のそういった基盤整備事業、暗渠排水事業については、かなりの分拡大をしますので、そういった形からいくと、今言った事業をですね有効に活用できれば相当いい形で進むのではないかなと思っていますので、まず地元でですね、そういう気運を盛り上げていくように我々も頑張っていかなければならないと。

それからまた、先ほどおっしゃったようになかなか情報が分からないという点がありますけども、そういう相談にはいくらでも町でも県でも応じていきますので、そういうものがあればお知らせいただければこちらからも出向いて説明会など何回でもやりますので、是非頑張ってくださいなというふうに思っていますので宜しくお願いします。

○議長（須藤正人君） 11番議員、再質問ありませんか。11番阿部栄悦君。

○11番（阿部栄悦君） 質問というよりも、今もう心強いお話をいただきましたからそれで是非頑張りたいわけですが、自民党政権になって今度また土地改良事業が強化されてくるんでないかと考えられます。いいチャンスだろうと思います。ですから、行政の側としてはこういうチャンスを、もちろん我々もそうですしJAもそうです、一丸となってこういうものを活用する、あるいは利用して、この地域の農業を発展させるように、豊かにするように頑張っていきたいと私も思いますし、町当局からも頑張ってくださいよう要望して終わります。

○議長（須藤正人君） これで11番議員の一般質問を終わります。

次に、5番議員の一般質問を許します。5番門脇直樹君。

○5番（門脇直樹君） 質問の前に、今日は質問の対象となる地区の方がたくさん傍聴に見えていますので、引き続き午後も是非傍聴に残ってくださるようお願いいたします。

通告に従いまして2点質問いたします。

1点目は、今ここにある危険への町の対応について伺います。

昨年の11月28日、国道101号線、目名瀉～沢目間で事故があり、防雪柵が損壊されました。例年にない豪雪になった今年に入っても何ら補修も行われず、パイプガードとカラーコーンを置いてあるだけで、そこに吹き溜まりができ、道幅を狭め、車の通行、除雪作業に支障を来しました。そして、その場所は議会でも何度か危険を指摘されているスクールゾーンでもあるにもかかわらず、今もって何も対策がなされていません。雪解けも進み不便を感じなくなってしまう時期になろうとしています、何もなくてよかったという考えは危険すぎると思います。二次災害を防ぐためにも、早急な対策が必要と思います。

また、岩館漁港は防波堤、荷さばき所を整備したにもかかわらず、この3年間で波が防波堤を越えてきたのが10回以上、昨年4月の爆弾低気圧の時化を含め、荷さばき所に水が入ってきたのは2回確認されております。県ではテトラポットを入れて対応することに決まったようではありますが、恒久的な対策と言えるでしょうか。津波対策に繋がる重要課題でもあると考えます。

国道も漁港も県の管理ではありますが、誰もが周知している目の前の危険に対して危機管理、対応を速やかに強く県に要望・陳情していくのが町の役割ではないでしょうか。住民の目の前にある危険に即座に対応することは、いつか来る災害などの危機対応に繋がっていくのではないのでしょうか。町長の考えを伺いたいと思います。

2点目は、防災・減災に対する意識のあり方、予算配分について伺います。

一昨日の3月11日で東日本大震災から2年目となる節目の日を迎えました。被災地は今なお再建の途上であります。2月27日現在で行方不明者2,694名、避難者は約31万5,000人で、全国に分散している現状であります。そして、避難生活による体調悪化や自殺などを原因とする震災関連死が2303名と、合わせると犠牲者は2万人を超えています。そうした多くの犠牲を払った東日本大震災の教訓を八峰町は防災・減災に生かしているのでしょうか。

昨年、ハザードマップ作成に約500万円を計上し、各世帯に配布したものの、地震被害想定調査の公表したデータを基に平成25年度はさらに125万6,000円を追加してハザードマップを作成します。そして漁港防災対策事業としては、津波監視カメラ整備で3,700万円を投資した大事業を予定しています。

ハザードマップも津波監視カメラも必要ではあります。しかし、地域事情に即した実

効性のある対策を優先すべきではないでしょうか。自分の住む地域の状況を知り、危険性も正しく認識して、有効な防災・減災対策が成り立つのではありませんか。災害時には日頃からやり慣れていることしかできないと言われます。最後に自分の命を守るのは自分自身であるという、その当たり前のことを認識し避難する以外、巨大津波から助かる道はないという意識の徹底こそが重要なのではないのでしょうか。防災計画もハザードマップも実際に活用されなければ単なる資料で終わってしまいます。

今現在、八森漁港から町道横間線に繋がる避難路を整備し、岩館漁港と町道岩館公園線に繋がる避難路は整備されました。そして平成25年度は中浜地区避難路整備に1,500万円計上しております。しかし岩館では、下浜地区、それから立岩から下に当たる地域、小入川では伊勢鉢台、泊から磯村までの避難経路の確立等、課題が残っております。

八峰町の防災・減災に対する意識のあり方、予算配分について、是非私の質問にも前向きな町長の答弁を宜しくお願いします。終わります。

○議長（須藤正人君） 5番議員の一般質問の答弁は、午後からとします。

休憩します。午後1時、再開します。

午前11時53分 休 憩

午後 0時59分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

5番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 門協議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、「今そこにある危険への町の対応」についてであります。

まず、国道101号、目名瀧から沢目間の防雪柵の補修が行われず、道幅を狭め、通行、除雪に支障を来していることへの町の対応であります。

昨年11月26日の夕方に発生しました、水沢字下中田表地内の国道101号で大型車両が防雪柵を破損する事故が発生しております。

門協議員がご指摘のとおり、現在も補修が行われておりません。道路管理者である県に確認したところ、「防雪柵の補修は事故当事者が行うもので、当事者と保険会社が調整しており、現在、現場は仮復旧の状態であるが、間もなく本復旧する」と伺っております。

現場が国道101号で交通量の多い路線であり、冬期は地吹雪が発生して見通しが悪くな

る区間であります。今後、このような事態が発生した場合、早急に復旧を実施していただけるように県から当事者等に指導してくださるよう要望してまいります。

次に、県営岩館漁港についてであります。これまでも利便性の向上や航行の安全確保などを目的に秋田県が地域水産物供給基盤整備事業により計画的に漁港整備を行ってまいりましたが、門協議員のご指摘のとおり、大時化の際には防波堤を乗り越えた波が荷さばき場に迫るなど、危険な状況にあることは私も把握しております。

何ら対策がなされていないとの厳しいご意見であります。水産庁や秋田県水産漁港課などに足を運び、状況を説明するとともに、早期に対応策を講じるよう要望活動を行っております。

本事業は、町でなく国の補助制度を活用し県が実施している事業であることから、スピード感に欠けるところもありますが、今後も粘り強く国・県に対して要望を重ねてまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、「防災・減災に対する意識のあり方、予算配分について」お答えいたします。

東日本大震災のような大地震、大津波を想定した場合、様々な対策が必要になります。ハード面の対策とソフト面の対策の両方が必要であり、どちらかが欠けても防災対策は成り立たないものであり、総合的な対策が必要です。

東日本大震災後、町では様々な津波対策を実施してきたことは、ご承知のとおりであります。

こうした中、県で昨年12月28日に「地震被害想定調査」に係る津波関連データを公表し、新たな対策が必要となりました。日本海域を震源とする地震で3つの海域の連動地震が発生した場合、当町には地震発生後28分で最大14.36mの津波が押し寄せ、その浸水面積は最大10.79k㎡に達するという内容であります。この内容に町民は不安を感じているものと思われ。発表したデータを基に津波がどこまで到達するかという浸水域を主に表示した「津波ハザードマップ」を新たに作成し、町民に配布・周知するとともに説明会を開催し、町民の不安解消や今後の防災対策に努めたいと考えております。

昨年も「津波ハザードマップ」を作成し全世帯に配布したところですが、昨年作成したマップに示した避難所で今回想定された津波が到達する避難所はありません。したがって、そのまま使用できるので無駄にはなりません。今回のマップはその補完と考えていただきたいと思います。

避難路の整備については、平成24年度で議員もおっしゃるとおり岩館地区と横間地区

にそれぞれ1箇所ずつ新設しております。整備費は、合わせて1,615万円となっております。また、平成25年度は中浜地区の避難路整備を予定しており、当初予算に1,500万円計上しております。避難路の整備については、自治会とも協議しながら、また町も調査をしながら実施してきております。県の新たな被害調査が出ましたので、今後も自治会と相談しながら必要な場所の整備をしていきたいと考えております。

津波監視カメラの整備については、平成24年度国の緊急経済対策事業を活用して漁港防災対策事業として整備するもので、事業費は3,760万円を予定しております。このうち、国庫補助金が2分の1の1,880万円、臨時交付金が1,692万円、過疎債が180万円で、一般財源が8万円という内訳になっており、ほとんどが国の財源で実施できるものであります。

この監視カメラは、伊勢鉢台の高台と糠森山に1台ずつ設置し、岩館第2漁港から南は峰浜方面まで監視できるもので、津波の情報をいち早く収集し、伝達するために役立つものであります。

津波の被害地区、被害状況なども確認でき、救助活動にも活用できるものであります。また、救助活動中の余震による津波の発生状況を伝達できるなど、二次災害の防止、さらには高潮や高波による被害状況も把握できるなど、幅広く活用できるものであります。

いずれにしましても、限られた財源の中で今後も有利な事業を活用して防災対策を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

以上であります。

- 議長（須藤正人君） 5番議員、危険への町の対応についての再質問ありませんか。5番門脇直樹君。
- 5番（門脇直樹君） 町長の3月定例会での予算編成方針でも「漁港建設事業については漁業関係者との調整を図りながら、八森漁港及び岩館漁港の整備を促進するとともに、漁港保全計画に基づく八森漁港機能保全事業を促進してまいります。」とあります。それから、平成24年、昨年6月の一般質問、通学路の安全向上についての質問に対して、教育長から「学校において、特に教育現場においては実態を踏まえた、やはり子どもたちへの、生徒への安全教育の徹底はもっと図っていかなければならないと肝に命じておるところでございます。」という答弁をもらっております。そういう答弁や町長の予算編成方針を見ると、町長の先ほどの答弁にもあったように、スピード感に欠けるという答弁がありましたが、災害に対しては何よりも一番、危険に対しては一番スピード感が